

四条通(東大路～四条大宮)

(大正11年9月15日 京都府告示第426号)

市街地建築物法第7条但シ書ニ依リ建築線ヲ左ノ通指定ス

一 左記道路ニ在リテハ両側ニ於ケル道路幅ノ境界線ヨリ二尺後退シタル線ヲ建築線トス

四条大和大路東入祇園町南側549番地地先ヨリ四条大橋ヲ經テ大宮四条下ル四条大宮町7番地地先ニ至ルノ道路
(以下省略)

建築基準法

附則

5 市街地建築物法第七条但書の規定によって指定された建築線で、その間の距離が四メートル以上のものは、その建築線の位置にこの法律第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定があったものとみなす。

一尺=30.303cm 二尺=60.6cm

